

厚生労働省
東京労働局発表
令和7年8月7日

担 当	東京労働局労働基準部賃金課 課長 若月 知宏 主任賃金指導官 高垣 善亘 賃金指導官 青木 美穂 電話 03-3512-1614 03-3512-1540(夜間)

第450回東京地方最低賃金審議会を開催します

－東京都最低賃金の改正について－

東京労働局（局長増田嗣郎）は、第450回東京地方最低賃金審議会を下記のとおり開催しますのでご案内いたします。

記

1 開催日時

令和7年8月7日（木）午後4時00分～午後5時00分

2 場 所

東京労働局 11階共用会議室1-1 1-2

所在地：東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎11階

3 内 容

(1) 東京都最低賃金の改正決定について（答申）

(2) その他

4 取 材

(1) 会議は公開の予定です。

(2) 撮影、録音等は審議開始前までとなります（審議中に撮影を認める場合には、事務局から別途ご案内いたします。）。

(3) 審議終了後、東京地方最低賃金審議会事務局によるブリーフィングを行います。そのため、審議会は午後5時までを予定しておりますが、審議会が予定よりも早く終了した場合には、ブリーフィングの開始時間が早まる場合がございますため、ご注意ください。

(4) 審議時間は、予定時間を超えて、延長する場合があります。

(5) 会場準備の関係上、別紙にて、事前に取材申込みをお願いします。

午後3時までに間に合わない場合は、別紙にご記入の上直接持参してください。

取材申込書
(第450回東京地方最低賃金審議会)

※取材を希望される場合は、8月7日(木)午後3時までに、電子メール
(chinginka-toukyoukyoku■mhlw.go.jp)にてお申し込み願います。

メールの件名は、**【第450回審議会申込み】**としてください。

※■には「@」(半角)を入れてください。

貴社名	
取材人数	人 (カメラ台数; ムービー 台、 スチール 台) (三脚の使用; 有・無)
代表者氏名	
ご連絡先	電話番号: メールアドレス:
連絡事項	

1. 申込は報道機関の方のみ対象となります。
2. 事務局の指定した場所以外に立ち入ることはできません。
3. その他、会長と事務局職員の指示に従ってください。

【連絡先】 東京労働局 労働基準部 賃金課

担 当 : 青 木 ・ 高 垣

電 話 : 0 3 - 3 5 1 2 - 1 6 1 4 (代 表)

0 3 - 3 5 1 2 - 1 5 4 0 (時間外)